



**Bureau Veritas Japan Co., Ltd.**

**BUREAU  
VERITAS**

Document Title: 確認検査業務手数料規程(CTC-JP-BCA-PR07)

Rev. 2.30

Issue Date: 10 April, 2002

Revised Date: 1 February, 2026

## 確認検査業務手数料規程

### (趣旨)

第1条 この確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、ビューローベリタスジャパン株式会社（以下「BVJ」という。）が建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）が計画する、建築物、建築設備及び工作物（以下「建築物等」という。）の建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定等の業務（以下「確認検査業務」という。）を受託するに際し、BVJ が別に定めた確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）及び確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき、確認検査業務の引受手数料について必要な事項を定める。なお、この規程は、BVJ が国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の確認検査を行う場合に準用する。

### (建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 建築基準法（以下「法」という）第6条第1項に定める建築物に関する確認申請に係る手数料は、確認申請一件につき、別表第1に掲げる額とする。

- 2 構造計算適合性判定（以下「判定」という）を要する建築物を含む場合においては、審査整合性手数料として 20,000 円を前項の規定による額に加算する。
- 3 別表第1の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
  - 一 建築物を建築する場合（次の二号～四号に掲げるもの及び移転の場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積の合計
  - 二 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、BVJ 以外の確認検査機関及び建築主事（以下「他機関等」という）から当該計画の変更に係る直前の確認を受けている場合は、当該建築に係る部分の床面積の合計
  - 三 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を BVJ から受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計
  - 四 建築物を別棟増築する場合は、当該計画の増築に係る部分の床面積（別棟増築する場合以外の増築は、当該増築する部分の床面積及び当該建築物の他の部分の床面積の二分の一を合計した床面積）
  - 五 建築物を移転又は大規模の修繕又は大規模の模様替又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の合計
  - 六 確認を受けた建築物の計画の変更が移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計
- 4 次の各号に該当する場合は、第1項および前項で定める額に当該各号に定める割合に応じた手数料額を加算した金額とする。
  - 一 階避難安全検証法又は区画避難安全検証法を用いた場合、当該階又は当該区画のそれぞれの床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10 %

- 二 全館避難安全検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 20 % (ただし、平屋建て（2階部分が平成 12 年建設省告示第 1440 号に該当する室のみである場合を含む）建築物の場合 10 %)
- 三 耐火性能検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 20 %
- 四 防火区画検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10 %
- 五 天空率を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10 %
- 六 平成 25 年国交告示第 771 号に定める特定天井または平成 17 年国交告示第 566 号に定める落下防止措置を講じた特定天井（以下、特定天井等という。）を有する場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 20 % (ただし、令第 39 条第 3 項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものは除く。)
- 七 通常火災終了時間に基づく設計法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10 %
- 八 特定避難時間に基づく設計法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10 %
- 九 令第 81 条第 2 項第一号ロの規定に基づく計算方法（以下、限界耐力計算法等といいう。）を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10 %
- 5 省エネ基準適合性判定（以下「省エネ判定」という）を要する建築物を含む場合には、審査整合性手数料として 20,000 円を加算する。
- 6 省エネ判定を要する建築物の省エネ判定を BVJ 以外から受けている場合は、審査整合性手数料として 40,000 円を加算する。省エネ判定を要する建築物の省エネ判定を省略している場合は加算しない。
- 7 構造計算（仕様規定のただし書きによる構造計算を除く。以下同じ。）を行った棟数が 2 以上の構造強度に係る審査（申請床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>超）について別表第 1 に定める「確認の申請手数料」 × 20 % × （構造計算を要する構造上の棟数 - 1）を加算する。ただし、以下の条件を適用する。  
・構造計算を行った棟数が 2 以上の申請に限るものとし、棟数が 7 以上の場合は 7 とする  
・棟毎の床面積が 200 m<sup>2</sup>を超える棟が対象とする  
・構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物又は棟を除く
- 8 構造計算等を行った構造強度に係る審査（申請床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以内）については以下を構造上の棟数毎に加算する。

構造審査	加算手数料（単位：円）
仕様規定等による構造審査	20,000
構造計算による構造審査	40,000

- ・構造計算等を行った構造強度に係る加算の構造上の棟数が 6 以上の場合は 6 とする
- 9 ルート 2 基準に係る審査については、以下の確認加算手数料を構造別棟単位で加算する。

床面積の合計 (m <sup>2</sup> )		確認加算手数料 (単位 : 円)
0	～	1,000 以内
1,000 超	～	2,000 以内
2,000 超	～	10,000 以内
10,000 超	～	50,000 以内
50,000 超	～	

- ルート 2 基準に係る審査の構造上の棟数が 6 以上の場合は 6 とする

1 0 省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査については以下を省エネにかかる棟数毎に加算する。

建築物の種類	加算手数料 (単位 : 円)	
一戸建ての住宅	25,000	
共同住宅・長屋等	基本料金	戸当たり
	60,000	3,000

1 1 計画の変更部分に各項の加算手数料に係る審査等が発生する場合は、当該規定による手数料を加算する。

1 2 昇降機を併願する申請においては「第 3 条建築設備に関する確認の申請手数料」における昇降機、小荷物専用昇降機の確認申請に係る手数料を別表第 2 に定める額を追加して、適用する。

1 3 紙面にて建築確認申請を行う場合は、建築物に関する確認の申請手数料に 5,000 円を加算する。紙面にて確認済証を交付する場合は 2,000 円を加算する。

#### (建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 法第 8 7 条の 4 に定める昇降機、小荷物専用昇降機及びその他の建築設備（以下「昇降機等」という。）の確認申請に係る手数料は、別表第 2 に定める額とする。

2 紙面にて建築設備に関する確認の申請を行う場合は、建築設備に関する確認の申請手数料に 5,000 円を加算する。紙面にて確認済証を交付する場合は 2,000 円を加算する。

#### (工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 法第 8 8 条第 1 項及び第 2 項に定める工作物の確認申請に係る手数料は、一の工作物について、別表第 3 に定める額とする。

2 紙面にて工作物に関する確認の申請を行う場合は、工作物に関する確認の申請手数料に 5,000 円を加算する。紙面にて確認済証を交付する場合は 2,000 円を加算する。

#### (建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 業務規程第 5 1 条に定める建築物に関する中間検査の申請に係る手数料は、中間検査申請一件につき、別表第 4 に掲げる額とする。

2 別表第 4 の床面積は、当該中間検査に係る部分の床面積（当該特定工程の面積をいう。）の合計で算定する。

- 3 検査日当日の検査日変更については中間検査の申請手数料の 50 %を追加請求する。
- 4 申請に係る建築物の再検査を行う事となった場合には、当該申請にあたって算出した中間検査の申請手数料の 50 %を追加請求する。
- 5 紙面にて中間検査合格証を交付する場合は 2,000 円を加算する。

#### (建築物に関する完了検査の申請手数料)

第6条 業務規程第 51 条に定める建築物に関する完了検査の申請に係る手数料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、別表第 5 に掲げる額とする。

- 2 別表第 5 の床面積は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築物に係る部分の床面積の合計で算定する。また建築物を移転し又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては、当該移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替に係る部分の床面積の合計で算定する。
- 3 B V J で仮使用認定を行った建築物にあっては、完了検査の申請手数料の算定にあたり、検査の対象床面積の合計から仮使用を行った部分の床面積の合計を減算して算定することができる。
- 4 直前の省エネ適合性判定を B V J から受けている完了検査について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる完了検査の申請手数料の 10 %を加算する。
- 5 直前の省エネ適合性判定を B V J から受けていない完了検査について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる完了検査の申請手数料の 20 %を加算する。省エネ判定を要する建築物の省エネ判定を省略している場合は加算しない。
- 6 検査日当日の検査日変更については完了検査の申請手数料の 50 %を追加請求する。
- 7 申請に係る建築物の再検査を行う事となった場合には、当該申請にあたって算出した完了検査の申請手数料の 50 %を追加請求する。ただし、再検査に係る部分が完了検査の加算手数料に係る場合は、当該規程による手数料を加算する。
- 8 昇降機を併願する申請においては「第 3 条建築設備に関する完了検査の申請手数料」における昇降機、小荷物専用昇降機の確認申請に係る手数料を別表第 2 に定める額を追加して、適用する。

8

- 9 紙面にて検査済証を交付する場合は 2,000 円を加算する。

#### (建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第7条 業務規程第 51 条に定める昇降機等の完了検査の申請に係る手数料は、一の昇降機等について、別表第 6 に掲げる額とする。

- 2 検査日当日の検査日変更については完了検査の申請手数料の 50 %を追加請求する。
- 3 申請に係る建築設備の再検査を行う事となった場合には、当該申請にあたって算出した完了検査の申請手数料の 50 %を追加請求する。
- 4 紙面にて検査済証を交付する場合は 2,000 円を加算する。

**(工作物に関する完了検査の申請手数料)**

- 第8条 業務規程第51条に定める工作物に関する完了検査の申請に係る手数料は、一の工作物について、別表第7に掲げる額とする。
- 2 検査日当日の検査日変更については完了検査の申請手数料の50%を追加請求する。
  - 3 申請に係る工作物の再検査を行う事となった場合には、当該申請にあたって算出した完了検査の申請手数料の50%を追加請求する。
  - 4 紙面にて検査済証を交付する場合は2,000円を加算する。

**(仮使用認定に関する申請手数料)**

- 第9条 業務規程第51条に規定する仮使用認定の申請手数料は、当該各号に定めるところによる。
- 一 建築物にあっては、一の申請につき別表第8に掲げる額とする。なお別表第8の床面積は、仮使用認定に係る建築物の部分の床面積の合計で算定する。
  - 二 昇降機等にあっては、一の昇降機等につき別表第9に掲げる額とする。
  - 三 工作物にあっては、一の工作物につき別表第10に掲げる額とする。
  - 四 直前の省エネ適合性判定をBVJから受けている仮使用認定について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる仮使用認定の申請手数料の10%を加算する。
  - 五 直前の省エネ適合性判定をBVJから受けていない仮使用認定について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる仮使用認定の申請手数料の20%を加算する。省エネ判定を要する建築物の省エネ判定を省略している場合は加算しない。
  - 六 第2条第4項各号の審査を行う場合対象となる床面積の仮使用認定の申請手数料の10%を加算する。ただし、第2条第4項五号、六号を除く。
  - 七 あらかじめの検討により工事の進捗に応じ現場検査が2回以上になった場合、追加1回毎に30,000円を加算する。
  - 八 計画の変更等により再度受ける仮使用認定の申請手数料について以下を除き仮使用認定の申請手数料を適用する。
    - ・仮使用部分の位置、大きさ、形状、区画に変更がなく、当該内部の変更を行う場合は、仮使用認定の申請手数料（別表）の50%を乗じた額とする。
    - ・床面積が増加する部分を含む場合、仮使用認定の申請手数料は、当該増加する部分の床面積を仮使用認定の申請手数料（別表）から算出した額と、増加する部分を除いた対象床面積を仮使用認定の申請手数料（別表）から算出した額の50%を乗じた額を合算した額とする。
    - ・仮使用期間の変更は1回毎30,000円とする。
    - ・変更が軽微（規則第3条の2相当）は1回毎30,000円とする。
    - ・建築物外部（敷地）における経路部分の変更は1回毎30,000円とする。
  - 九 紙面にて仮使用認定通知書を交付する場合は2,000円を加算する。

**(検査に係る出張費)**

- 第10条 中間検査、完了検査及び仮使用認定のため確認検査員及び確認検査補助員（昇降機検査員及び建築設備検査員を含む。以下「確認検査員等」という。）が出張する場合は、

第5条から前条までの手数料の額に、別に定める「ビューローベリタスジャパン株式会社 確認検査業務出張費規程」（以下「出張費規程」という。）により計算した額の出張費を加算する。尚、初回検査以降に実地検査が複数回に渡る場合は、出張費規程により計算した額の出張費を各回請求する。

#### （事前確認相談料）

第11条 BVJが、確認申請より以前に、対象となる建築物等の確認に係る相談、調査依頼（以下「相談等」という。）に応じた場合、対象となる建築物等の確認等がBVJに申請されたときは、申請手数料にその相談料を加算して請求することができる。

2 預かり審査を行った物件を引き受けた場合は、受付後の審査を行う前に確認申請の取り下げが行われた場合であっても、第12条で増額又は減額した申請手数料の50%以上を請求する。

#### （申請手数料及び出張費の増額又は減額）

第12条 BVJは、確認・検査が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、申請手数料・出張費を増額又は減額することができる。この場合、減額の条件および減額率は下記の通りとする。

- 1) 建築物の形状が簡易で効率的な審査及び検査ができると判断されるとき。（減額率上限40%）
  - 2) 共同住宅等において同一タイプの住居または居室等が多く効率的な審査ができると判断されるとき。（減額率上限30%）
  - 3) 一定期間内（概ね1年以内）に同一規格の申請が10件程度以上見込めるため効率的な審査及び検査ができると判断されるとき。（減額率上限30%）
  - 4) 予めBVJが定める期間（閑散期等）に申請することができ効率的な審査及び検査ができると判断されるとき。なお、対象となる期間及び減額条件等は、本項適用の1ヶ月程度前を目途にホームページ等で周知する。（減額率上限10%）
  - 5) 過去1年以内の申請実績及び今後1年間の申請見込みにおいて相当の継続的取引（10件程度以上）が見込まれ効率的に審査及び検査ができると判断されるとき。（減額率上限30%）
  - 6) その他、BVJが必要と判断したとき。ただし、ほぼ同一内容での再申請、変更部分が僅かな計画変更申請等、明らかに効率的な審査が可能と判断される場合に限る（減額率上限50%）
- 2 該当する項目が複数存在する場合は合計した減額率とするが、効率的な審査の内容は重複しない場合に限る。また、その最大減額率は60%を上限とする。
  - 3 延べ面積500m<sup>2</sup>以下の規格型の建築物で効率的審査・検査が可能、かつ一定期間内（概ね1年以内）に2件以上の申請実績がある、若しくは申請予定があることを書面で確認した場合は手数料規程各別表での定義にかかわらず第2類の手数料としたうえで、前項の減額率を適用できるものとする。

(検査における追加説明書の審査手数料)

第12条の2 検査における追加説明書の審査については、追加説明書での検討部分の床面積による確認手数料を追加請求できる。

(変更による増額)

第12条の3 手数料の算定の基礎となる床面積、性能規定による設計の有無等の手数料の算定にかかる情報が業務引受後に変更された場合で変更後の手数料が増額となる場合は、変更後の手数料をその申請の手数料とする。

(帳簿記載事項証明書に関する手数料)

第13条 帳簿記載事項証明書発行に係る申請手数料は、証明書一通につき 5,000 円とする。

附則 この規程は、令和7年7月1日から施行する。但し、第2条13項、第3条2項、第4条2項、第5条5項、第6条9項、第7条4項、第8条4項、第9条九号については、令和7年7月1日以降の受付分から適用とする。

## 附属文書

関係条項	様式の名称	識別番号
なし		

## 改訂履歴

改訂版 Rev 2.30	令和 8 年 2 月 1 日改訂
変更概要	第6条8項削除 第 11 条 2 項追加
改訂版 Rev 2.29	令和 7 年 7 月 1 日改訂
変更概要	第 2 条 13 項、第 3 条 2 項、第 4 条 2 項、第 5 条 5 項、第 6 条 9 項、第 7 条 4 項、第 8 条 4 項、第 9 条九号に紙面にて交付する場合の加算を追加
改訂版 Rev. 2.28	令和 7 年 3 月 5 日改訂
変更概要	第 2 条、5 条、6 条文言の修正、別表第 1、4、5 手数料の見直し
改訂版 Rev. 2.27	令和 6 年 11 月 6 日改訂
変更概要	第1 文言の修正
改訂版 Rev. 2.26	令和 6 年 4 月 8 日改訂
変更概要	別表第1、別表第4、別表第5手数料の見直し 別表第11、別表12の削除
改訂版 Rev. 2.25	令和 5 年 8 月 1 日改訂
変更概要	第 2 条 文言の修正 別表第4、第5、第11 の手数料の見直し
改訂版 Rev. 2.24	令和 5 年 4 月 1 日改訂
変更概要	別表第11 山陽姫路事務所の削除
改訂版 Rev. 2.23	令和 4 年 8 月 1 日改訂
変更概要	第2条4、第六 落下防止、第七、第八、第九追加 第2条、加算手数料追加による条項の修正 第2条8、9、10 加算手数料を追加 第5条3 検査日変更、4再検査を追加 第6条6 検査日変更、7再検査を追加 第7条2 検査日変更、3再検査を追加 第8条2 検査日変更、3再検査を追加 第9条四、五 省エネ適合性判定に係る完了検査の加算を追加 第9条六、加算手数料について追加 第9条七、八あらかじめの検討、計画変更について追加 別表第1、第8、第11、第12 加算手数料の追加 別表第11 表3遊戯施設に関する加算手数料、コースター系を削除

	その他 誤記修正
改訂版 Rev. 2.22	令和 4 年 6 月 1 日改訂
変更概要	第6条4、第6条5 省エネ適合性判定に係る完了検査の加算を追加 別表第1、第4、第5 第1類 500 m <sup>2</sup> ~10,000 m <sup>2</sup> までの手数料の見直し 別表第5、第11、第12省エネ適合性判定に係る完了検査の加算を追加 別表第11 中部地域における確認検査業務手数料の削除 別表第11、第12 別表番号の修正 別表第13 削除
改訂版 Rev. 2.21	令和 4 年 4 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.20	令和 3 年 5 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.19	令和 3 年 4 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.18	令和 2 年 12 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.17	令和元年 6 月 24 日改訂
改訂版 Rev. 2.16	平成 29 年 4 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.15	平成 27 年 9 月 28 日改訂
改訂版 Rev. 2.14	平成 27 年 6 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.13	平成 27 年 3 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.12	平成 27 年 1 月 5 日改訂
改訂版 Rev. 2.11	平成 26 年 8 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.10	平成 26 年 4 月 10 日改訂
改訂版 Rev. 2.9	平成 26 年 4 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.8	平成 24 年 12 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.7	平成 24 年 9 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.6	平成 24 年 1 月 5 日改訂
改訂版 Rev. 2.5	平成 23 年 2 月 14 日改訂
改訂版 Rev. 2.4	平成 23 年 1 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.3	平成 21 年 8 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.2	平成 20 年 6 月 19 日改訂
改訂版 Rev. 2.1	平成 20 年 2 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 2.0	平成 19 年 6 月 20 日改訂
改訂版 Rev. 1.5	平成 19 年 4 月 17 日改訂
改訂版 Rev. 1.4	平成 19 年 1 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 1.3	平成 17 年 6 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 1.2	平成 17 年 4 月 1 日改訂
改訂版 Rev. 1.1	平成 14 年 11 月 1 日改訂
初版 Rev. 1.0	平成 14 年 4 月 10 日制定



別表第1 建築物に関する確認の申請手数料（第2条関係）

申請部分の床面積		手数料の額 (単位:円)
第1類	30 m <sup>2</sup> 以内のもの	70,000
	30 m <sup>2</sup> を超え、100 m <sup>2</sup> 以内のもの	83,000
	100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	108,000
	200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	132,000
	500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	204,000
	1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	340,000
	2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	359,000
	3,000 m <sup>2</sup> を超え、4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	434,000
	4,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	495,000
	5,000 m <sup>2</sup> を超え、6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	562,000
	6,000 m <sup>2</sup> を超え、7,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	607,000
	7,000 m <sup>2</sup> を超え、8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	678,000
	8,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	751,000
	10,000 m <sup>2</sup> を超え、15,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	827,000
	15,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	940,000
	20,000 m <sup>2</sup> を超え、30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,094,000
	30,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,260,000
	50,000 m <sup>2</sup> を超え、70,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,684,000
	70,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	2,119,000
	100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	2,592,000
	200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	3,162,000
第2類	30 m <sup>2</sup> 以内のもの	55,000
	30 m <sup>2</sup> を超え、100 m <sup>2</sup> 以内のもの	57,000
	100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	60,000
	200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	85,000
	500 m <sup>2</sup> を超えるもの	第1類の手数料の1/2

第1類：第2類以外の建築物

第2類：法第6条の4による確認の特例有りの建築物および令和7年改正建築基準法新2号建築物のうち木造2階建て300 m<sup>2</sup>未満の建築物

注) 以下の場合は、各々定める費用又は割合に応じた手数料額を加算する

- ① 階避難安全検証法又は区画避難安全検証法を用いた場合、当該階又は当該区画のそれぞれの床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ② 全館避難安全検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%
- ③ 耐火性能検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%
- ④ 防火区画検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑤ 天空率を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑥ 特定天井等を有する場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%

- ⑦ 通常火災終了時間に基づく設計法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10 %
- ⑧ 特定避難時間に基づく設計法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10 %
- ⑨ 限界耐力計算法等を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10 %
- ⑩ 構造計算適合性判定が必要な建築物に関する審査整合性手数料￥20,000
- ⑪ 省エネ基準適合性判定が必要な建築物に関する審査整合性手数料￥20,000
- ⑫ 省エネ基準適合性判定を B V J 以外で受けている場合は審査整合性手数料￥40,000
- ⑬ 構造計算を行った棟数が 2 以上の構造強度に係る審査（申請床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>超）について「確認の申請手数料」 × 20 % × （構造計算を要する構造上の棟数-1）を加算する。ただし、以下の条件を適用する。
  - ・構造計算を行った棟数が 2 以上の申請に限るものとし、棟数が 7 以上の場合 7 とする
  - ・棟毎の床面積が 200 m<sup>2</sup>を超える棟が対象とする
  - ・構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物又は棟を除く
- ⑭ 構造計算等を行った構造強度に係る審査（申請床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以内）については以下を構造上の棟数毎に加算する。

構造審査	加算手数料（単位：円）
仕様規定等による構造審査	20,000
構造計算による構造審査	40,000

- ・構造計算等を行った構造強度に係る加算の構造上の棟数が 6 以上の場合 6 とする
  - ⑮ ルート 2 基準に係る審査については以下の確認加算手数料構造別棟単位で加算する。
- | 床面積の合計 (m <sup>2</sup> ) |   | 確認加算手数料 (単位：円) |         |
|--------------------------|---|----------------|---------|
| 0                        | ～ | 1,000 以内       | 100,000 |
| 1,000 超                  | ～ | 2,000 以内       | 120,000 |
| 2,000 超                  | ～ | 10,000 以内      | 140,000 |
| 10,000 超                 | ～ | 50,000 以内      | 180,000 |
| 50,000 超                 | ～ |                | 310,000 |

・ルート 2 基準に係る審査の構造上の棟数が 6 以上の場合 6 とする

- ⑯ 省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査については以下を省エネにかかる棟数毎に加算する。

建築物の種類	加算手数料（単位：円）	
一戸建ての住宅	25,000	
共同住宅・長屋等	基本料金	戸当たり
	60,000	3,000

## 別表第2 建築設備に関する確認の申請手数料（第3条関係）

設 備	一基あたりの手数料の額 (単位:円)	
昇 降 機 (エレベーター、 エスカレーター)	昇降機を設置する場合（以下の各項に該当する場合 を除く。）	53,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機 を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確 認をB V J以外の者から受けている場合	53,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機 を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確 認をB V Jから受けている場合	33,000
小荷物専用昇降機	小荷物専用昇降機を設置する場合（以下の各項に該 当する場合を除く。）	53,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物 専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係 る直前の確認をB V J以外の者から受けている場 合	53,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物 専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係 る直前の確認をB V Jから受けている場合	33,000

その他の建築設備については一律 100,000 円とする。

別表第3 工作物に関する確認の申請手数料（第4条関係）

工 作 物		手数料の額 (単位: 円)
令138条第1項	工作物を築造する場合（第3条第1項第2～4号に掲げる場合を除く。）	48,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をBVJ以外の者から受けている場合	48,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をBVJから受けている場合	28,000
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））	53,000
令138条第2項第2号及び第3号	平成12年建設省告示1419号別表第1（二）項を除く：15m以内のもの	683,000
	同：15mを超える、20m以内のもの	1,023,000
	同：20mを超えるもの	1,448,000
	平成12年建設省告示1419号別表第1（二）項：15m以内のもの	938,000
	同：15mを超える、20m以内のもの	1,448,000
	同：20mを超えるもの	2,730,000
	平成12年建設省告示1419号別表第2：15m以内のもの	513,000
	同：15mを超える、20m以内のもの	853,000
	同：20mを超えるもの	1,278,000
令138条第3項	同項各号に規定する工作物	水平もしくは垂直面積を当該申請面積とし手数料規程別表1にて引用する

別表第4 建築物に関する中間検査の申請手数料（第5条関係）

申請部分の床面積		手数料の額（単位：円）	
		BVJ で建築確認 を行ったもの	左記以外 のもの
第1類	30 m <sup>2</sup> 以内のもの	53,000	80,000
	30 m <sup>2</sup> を超え、100 m <sup>2</sup> 以内のもの	56,000	84,000
	100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	75,000	113,000
	200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	109,000	164,000
	500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	131,000	197,000
	1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	188,000	282,000
	2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	251,000	377,000
	3,000 m <sup>2</sup> を超え、4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	300,000	450,000
	4,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	322,000	483,000
	5,000 m <sup>2</sup> を超え、6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	369,000	554,000
	6,000 m <sup>2</sup> を超え、7,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	404,000	606,000
	7,000 m <sup>2</sup> を超え、8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	434,000	651,000
	8,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	459,000	689,000
	10,000 m <sup>2</sup> を超え、15,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	623,000	935,000
	15,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	690,000	1,035,000
	20,000 m <sup>2</sup> を超え、30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	783,000	1,175,000
	30,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	787,000	1,181,000
	50,000 m <sup>2</sup> を超え、70,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	915,000	1,373,000
	70,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,310,000	1,965,000
	100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,663,000	2,495,000
	200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	2,215,000	3,323,000
第2類	30 m <sup>2</sup> 以内のもの	50,000	75,000
	30 m <sup>2</sup> を超え、100 m <sup>2</sup> 以内のもの	53,000	79,500
	100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	56,000	84,000
	200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	80,000	120,000
	500 m <sup>2</sup> を超えるもの	第1類の手数料の1/2	

第1類：第2類以外の建築物

第2類：法第6条の4による確認の特例有りの建築物および令和7年改正建築基準法新2号建築物のうち木造2階建て300 m<sup>2</sup>未満の建築物

別表第5 建築物に関する完了検査の申請手数料（第6条関係）

申請部分の床面積		手数料の額（単位：円）	
		BVJ で建築確認、中間検査又は仮使用認定を行ったもの	左記以外のもの
第1類	30 m <sup>2</sup> 以内のもの	61,000	92,000
	30 m <sup>2</sup> を超える、100 m <sup>2</sup> 以内のもの	63,000	95,000
	100 m <sup>2</sup> を超える、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	80,000	120,000
	200 m <sup>2</sup> を超える、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	121,000	182,000
	500 m <sup>2</sup> を超える、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	230,000	345,000
	1,000 m <sup>2</sup> を超える、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	323,000	485,000
	2,000 m <sup>2</sup> を超える、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	329,000	494,000
	3,000 m <sup>2</sup> を超える、4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	340,000	510,000
	4,000 m <sup>2</sup> を超える、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	396,000	594,000
	5,000 m <sup>2</sup> を超える、6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	403,000	605,000
	6,000 m <sup>2</sup> を超える、7,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	444,000	666,000
	7,000 m <sup>2</sup> を超える、8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	501,000	752,000
	8,000 m <sup>2</sup> を超える、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	572,000	858,000
	10,000 m <sup>2</sup> を超える、15,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	636,000	954,000
	15,000 m <sup>2</sup> を超える、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	882,000	1,323,000
	20,000 m <sup>2</sup> を超える、30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	949,000	1,424,000
	30,000 m <sup>2</sup> を超える、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	951,000	1,427,000
	50,000 m <sup>2</sup> を超える、70,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,371,000	2,057,000
	70,000 m <sup>2</sup> を超える、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,992,000	2,988,000
	100,000 m <sup>2</sup> を超える、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	2,497,000	3,746,000
	200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	3,192,000	4,788,000
第2類	30 m <sup>2</sup> 以内のもの	60,000	90,000
	30 m <sup>2</sup> を超える、100 m <sup>2</sup> 以内のもの	62,000	93,000
	100 m <sup>2</sup> を超える、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	65,000	97,500
	200 m <sup>2</sup> を超える、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	90,000	135,000
	500 m <sup>2</sup> を超えるもの	第1類の手数料の1/2	

第1類：第2類以外の建築物

第2類：法第6条の4による確認の特例有りの建築物および令和7年改正建築基準法新2号建築物のうち木造2階建て300 m<sup>2</sup>未満

注) 以下の場合は、各々定める費用又は割合に応じた手数料額を加算する

- ①直前の省エネ適合性判定をBVJから受けている完了検査について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる完了検査の申請手数料の10%を加算する。
- ②直前の省エネ適合性判定をBVJから受けていない完了検査について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる完了検査の申請手数料の20%を加算する。

別表第6 建築設備に関する完了検査の申請手数料（第7条関係）

設 備	設置数 (一の申請に係る建築設備)	一基あたりの手数料の額（単位：円）	
		BVJ で建築確認、中間検査 又は仮使用認定を行った もの	左記以外の場 合
昇降機 (エレベーター、 エスカレーター)	10以上	69,000	85,700
	6以上9以下	72,000	88,700
	2以上5以下	75,000	91,700
	1	78,000	94,700
小荷物専用昇降機	6以上	63,000	79,700
	2以上5以下	66,000	82,700
	1	69,000	85,700

その他の建築設備については一律 100,000 円とする。

別表第7 工作物に関する完了検査の申請手数料（第8条関係）

工 作 物				手数料の額（単位：円）		
				BVJ で建築確認、中間検査又は仮使用認定を行ったもの	左記以外の場合	
令138条第1項	同項各号に掲げる工作物			57,000	72,000	
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））	一の設置申請数に係る	6以上	45,000	60,000	
			2以上5以下	48,000	63,000	
			1	54,000	69,000	
令138条第2項第2号及び第3号	平成12年建設省告示1419号別表第1（二）項を除く：15m以内のもの			428,000	563,000	
	同：15mを超え、20m以内のもの			768,000	1,003,000	
	同：20mを超えるもの			1,193,000	1,553,000	
	平成12年建設省告示1419号別表第1（二）項：15m以内のもの			598,000	783,000	
	同：15mを超え、20m以内のもの			1,108,000	1,443,000	
	同：20mを超えるもの			1,703,000	2,213,000	
	平成12年建設省告示1419号別表第2：15m以内のもの			343,000	453,000	
	同：15mを超え、20m以内のもの			683,000	893,000	
	同：20mを超えるもの			1,108,000	1,443,000	
令138条第3項	同項各号に規定する工作物			水平もしくは垂直面積を当該申請面積とし手数料規程別表5にて引用する		

別表第8 建築物に関する仮使用認定の申請手数料

申請部分の床面積	手数料の額（単位：円）		
	BVJ で建築確認又は中間検査を行つたもの	左記以外のもの	
第1類 および 第2類	30 m <sup>2</sup> 以内のもの	57,000	81,000
	30 m <sup>2</sup> を超える、100 m <sup>2</sup> 以内のもの	57,000	81,000
	100 m <sup>2</sup> を超える、200 m <sup>2</sup> 以内のもの	72,000	104,000
	200 m <sup>2</sup> を超える、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	100,000	139,000
	500 m <sup>2</sup> を超える、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	111,000	156,000
	1,000 m <sup>2</sup> を超える、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	156,000	220,000
	2,000 m <sup>2</sup> を超える、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	228,000	314,000
	3,000 m <sup>2</sup> を超える、4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	277,000	390,000
	4,000 m <sup>2</sup> を超える、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	305,000	438,000
	5,000 m <sup>2</sup> を超える、6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	350,000	512,000
	6,000 m <sup>2</sup> を超える、7,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	377,000	544,000
	7,000 m <sup>2</sup> を超える、8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	396,000	572,000
	8,000 m <sup>2</sup> を超える、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	413,000	598,000
	10,000 m <sup>2</sup> を超える、15,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	505,000	729,000
	15,000 m <sup>2</sup> を超える、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	562,000	803,000
	20,000 m <sup>2</sup> を超える、30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	701,000	1,004,000
	30,000 m <sup>2</sup> を超える、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	789,000	1,142,000
	50,000 m <sup>2</sup> を超える、70,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,059,000	1,544,000
	70,000 m <sup>2</sup> を超える、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,084,000	1,572,000
	100,000 m <sup>2</sup> を超える、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,691,000	2,410,000
	200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	1,972,000	2,790,000

注) 以下の場合は、各々定める費用又は割合に応じた手数料額を加算する

- ① 直前の省エネ適合性判定をBVJから受けている仮使用認定について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる仮使用認定の申請手数料の10%を加算する。
- ② 直前の省エネ適合性判定をBVJから受けていない仮使用認定について、省エネ適合性判定に係る建築物は対象となる仮使用認定の申請手数料の20%を加算する。
- ③ 第2条第4項各号の審査を行う場合対象となる床面積の仮使用申請手数料の10%を加算する。ただし、第2条第4項五号、六号を除く。
- ④ あらかじめの検討により工事の進捗に応じ現場検査が2回以上になった場合、追加1回毎に30,000円を加算する。
- ⑤ 計画の変更等により再度受ける仮使用認定の申請手数料について以下を除き仮使用認定の申請手数料を適用する。
  - ・仮使用部分の位置、大きさ、形状、区画に変更がなく、当該内部の変更を行う場合は、仮使用認定の申請手数料（別表）の50%を乗じた額とする。
  - ・床面積が増加する部分を含む場合、仮使用認定の申請手数料は、当該増加する部分の床面積を仮使用認定の申請手数料（別表）から算出した額と、増加する部分を除いた対象床面積を仮使用認定の申請手数料（別表）から算出した額の50%を乗じた額を合算した額とする。
  - ・仮使用期間の変更は1回毎30,000円とする。
  - ・変更が軽微（規則第3条の2相当）は1回毎30,000円とする。
  - ・建築物外部（敷地）における経路部分の変更は1回毎30,000円とする。

別表第9 建築設備に関する仮使用認定の申請手数料

設 備	設置数 (一の申請に係る建築設備)	一基あたりの手数料の額 (単位 : 円)	
		BVJ で建築確認又 は中間検査を行つ たもの	左記以外の場合
昇降機 (エレベーター、 エスカレーター)	10 以上	62,000	77,400
	6 以上 9 以下	65,000	80,100
	2 以上 5 以下	68,000	82,800
	1	71,000	85,500
小荷物専用昇降機	6 以上	57,000	72,000
	2 以上 5 以下	60,000	74,700
	1	62,000	77,400

その他の建築設備については一律 100,000 円とする。

別表第10 工作物に関する仮使用認定の申請手数料

工 作 物				手数料の額（単位：円）		
				BVJ で建築確認 又は中間検査 を行ったもの	左記以外の 場合	
令138条 第1項	同項各号に掲げる工作物				52,000 65,000	
令138条 第2項	同項第1号に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））	設 置 数	6以上	41,000	54,000	
			2以上 5以下	44,000	57,000	
			1	49,000	62,000	
令138条 第2項第2 号及び第3 号	平成12年建設省告示1419号別表第1(二)項を除く：15m以内のもの				386,000 507,000	
	同：15mを超え、20m以内のもの				692,000 903,000	
	同：20mを超えるもの				1,074,000 1,398,000	
	平成12年建設省告示1419号別表第1(二)項：15m以内のもの				539,000 705,000	
	同：15mを超え、20m以内のもの				998,000 1,299,000	
	同：20mを超えるもの				1,533,000 1,992,000	
	平成12年建設省告示1419号別表第2：15m以内のもの				309,000 408,000	
	同：15mを超え、20m以内のもの				615,000 804,000	
	同：20mを超えるもの				998,000 1,299,000	
令138条 第3項	同項各号に規定する工作物				水平もしくは垂直面積を当該申請面積とし手数料規程別表8にて引用する	